

令和 8 年 度

社会教育主事講習実施要項

愛 知 教 育 大 学

令和8年度愛知教育大学社会教育主事講習実施要項

1. 講習の目的

この講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

なお、講習修了者は「社会教育士（講習）」を称することができる。

2. 主 催 文部科学省

3. 実施機関 愛知教育大学

4. 実施期間 令和8年7月21日（火）～8月27日（木） （ただし、土・日、8月10日（月）～8月14日（金）及び8月17日（月）を除く。）

5. 実施場所 愛知教育大学 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 （ただし、7月22日（水）～7月31日（金）はオンライン又はオンデマンド講習、8月19日（水）～8月21日（金）は長久手市、大府市、豊田市、安城市、岡崎市の社会教育施設等にて実地研修）

6. 講習者の範囲及び受講資格

範囲) ①東海地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）に在住又は在勤する者
又は

②本学が必要と認めた者

資格) 社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者（別表1のとおり）

7. 受講定員数 60名程度

8. 受講申込書類及び提出期限

(1) 受講希望者は、愛知教育大学長宛の次の書類を令和8年6月19日（金）までに住所地又は勤務地の県教育委員会へ提出する。

ア. 受講申込書 (別紙様式1)

イ. 受講承認書 (別紙様式2)

ウ. 受講資格を証明する書類 (別表1による必要書類)

エ. 返信用封筒 角型2号（A4サイズが入る大きさ）の封筒に住所、氏名、郵便番号を記入のうえ、180円分の郵便切手を貼り付けること。

(2) 各県教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格の有無を調査し、資格があると認めた者について、受講者名簿を添えて令和8年6月26日（金）までに愛知教育大学地域連携課講習支援係あてに当該書類を一括して送付する。

9. 受講者の選定

- (1) 愛知教育大学は、社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて受講者を選定する。
- (2) 受講許可書は7月上旬頃に本人あてに発送するとともに各県教育委員会へ許可者名簿を送付する。

10. 講習実施内容

社会教育主事講習等規程第3条の規定による4科目8単位

11. 受講方法等

科目別の受講期間及び受講方法等は下記のとおり。

なお、本講習は、オンデマンド講習（Google Classroom 利用）、オンライン講習（Zoom 等利用）と対面講習のハイブリッド方式で実施するため、受講にあたっては、インターネット環境及びパソコン等の情報端末が必要となる。オンライン講習受講にあたっての注意事項は受講決定後に別途通知する。

受講科目	生涯学習概論	生涯学習支援論	社会教育経営論	社会教育演習
期 間	7月21日～22日, 7月28日～29日 7月31日 8月3日	7月28日～29日 8月4日～6日	7月23日～24日, 7月27日 7月30日	8月7日 8月18日～21日 8月24日～27日
受講方法	・対面講習 ・オンデマンド講習 ・オンライン講習	・オンライン講習 ・対面講習	・オンライン講習	・対面講習 ※8月19日～8月21日は学外フィールドワーク (借上げバスにて移動、宿泊を伴う)
受講場所	自宅等 大学会場	自宅等 大学会場	自宅等	大学会場 学外施設

12. 講習の科目、講師及び単位・時間数（別表2のとおり）

13. 単位修得認定及び修了証書

単位修得の認定は学習状況、レポート等による総合判定により行い、愛知教育大学長は前項に掲げた8単位を修得した者に対し、「社会教育主事講習修了証書」を授与する。

14. 講習の運営

講習の円滑なる実施を図るため運営委員会を置く。

愛知教育大学は、受講者の選定その他講習運営上重要な事項の決定については、運営委員会と協議のうえ行う。

15. 講習の日程（別表3のとおり）

16. 開講式・オリエンテーションの集合日時及び場所

- (1) 令和8年7月21日（火）9時30分～10時00分（受付）
- (2) 愛知教育大学 本部棟第一会議室

17. 受講者の受講に要する経費

- ・借上げバス乗車料金（必須） 10,000 円
- ・社会教育実地研修宿泊費 1 日目（必須） 12,000 円（2 食付き）
- ・社会教育実地研修宿泊費 2 日目（任意） 7,000 円（素泊まり）
- ・損害保険料（必須） 1,000 円

合計 23,000 円～30,000 円程度

社会教育における合宿学習の効果に鑑み、2 日目の宿泊も推奨する。2 日目に宿泊されない方について集合場所を別途指示するが、自家用車の駐車場所は確保されていないので、ご留意のこと。

その他、インターネット受講に必要な通信機器、通信費の各経費、愛知教育大学までの交通費及び受講期間中の食費についても別途受講者負担とする。社会教育実地研修宿泊費は宿泊先フロントにて各自精算とし、借上げバス乗車料金と損害保険料については、7月17日（金）までに本学指定の銀行口座へ振込する。（振込手数料は各自負担）期限までに入金が確認できない者は受講許可を取り消すことがある。振込金額及び振込先は別途通知する。

18. その他

- (1) 分割履修は行わない。
- (2) 大学における科目の既修得単位をもって講習の科目「生涯学習概論」「社会教育演習」の単位として認定を希望する者は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書（別紙様式 4）」にそれを証明する書類（成績証明書又は単位修得証明書等）及び当該科目が社会教育主事資格取得の相当科目であることが明記されている書類（履修要項・シラバス等）のコピーを添付して申し出ること。この場合、本学において審査のうえ単位修得を認めることとする。
- (3) 講習期間中、受講者は本学附属図書館を利用することができる。
- (4) 講習期間中、受講者は本学第一福利施設の食堂を利用することができる。
- (5) 講習受講にあたり宿泊（社会教育実地研修における宿泊は除く）が必要となる場合は各自で宿泊先を確保すること。宿泊先の斡旋は行わない。
- (6) 受講についての注意事項及び会場案内図等は、受講許可書を郵送の際、同封する。
- (7) 本学構内は指定駐車場を確保することができないため、可能な限り公共交通機関を利用すること。
- (8) 本学構内は完全禁煙のため、喫煙することができない。
- (9) 以下の場合は対面講習を中止とし、オンラインによる代替講習へ変更する場合がある。
 - ・愛知県内のいずれかの地域において、特別警報（種類は問わない）、暴風警報又は大雨警報が発令された場合
 - ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合
 - ・その他、やむを得ない事情により講習を実施できないと本学が判断した場合、上記により、対面講習を中止することが決定した場合は、Google Classroomにてお知らせするとともに、受講申込書に記載のあるメールアドレスへ一斉配信する。
- (10) 提出された書類等に記載された個人情報、令和 8 年度愛知教育大学社会教育主事講習及びそのフォローアップ研修の実施に関する業務、都道府県等教育委員会での履修認定に必要と認める場合に限り利用する。

令和 8 年度社会教育主事講習運営委員会事務局
愛知教育大学地域連携課講習支援係
〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL: (0566) 26-2695
E-Mail:menkyo@m.auecc.aichi-du.ac.jp